

(様式1)  
 審査基準 (申請に対する処分関係)

	担当課	河川課	検索番号	1-19
法令名	河川法	根拠条項	第99条第2項	
許認可等	土地の占用等に関する地方公共団体等との協議			
<p>(根拠規定)</p> <p>(地方公共団体等への委託)</p> <p>第99条 河川管理者は、特に必要があると認めるときは、政令で定める河川管理施設の維持又は操作その他これに類する河川の管理に属する事項を関係地方公共団体又は当該事項を適正かつ確実に実施することができると思われる者として国土交通省令で定める要件に該当するもの(次項において「地方公共団体等」という。)に委託することができる。</p> <p>2 前項の規定により委託を受けた地方公共団体等が当該委託を受けた事項についての第20条、第24条、第25条後段、第26条第1項、第27条第1項及び第34条第1項(第24条及び第25条後段の許可に係る部分に限る。)の規定の適用については、当該地方公共団体等と河川管理者との協議が成立することをもって、これらの規定による許可又は承認があつたものとみなす。</p> <p>(許認可等の基準)</p> <p>水防法及び河川法の一部を改正する法律の一部施行について(平成25年7月11日付け国水政第30号国土交通省水管理・国土保全局長通知)</p> <p>二 河川法関係</p> <p>5 河川管理施設の維持管理等の委託について(河川法第99条関係)</p> <p>(3) 許可等の特例</p> <p>関係地方公共団体や河川協力団体等が河川管理者からの委託を受けた事項を円滑に行うことができるようにするため、その実施に必要な河川管理者の許可等(河川法第20条、第24条、第25条後段、第26条第1項、第27条第1項及び第34条第1項並びに河川法施行令第16条の8第1項)の規定の適用については、関係地方公共団体又は河川協力団体等と河川管理者との協議が成立することをもって、これらの規定による許可又は承認があつたものとみなすこととする。</p>				